

【保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	尾道市役所 本館	尾道市久保一丁目15-1	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.24 CTU・SD=0.21 (Is/Is0=0.32)	建替え	済	耐震診断の結果(詳細) IS0=0.75(市の指定による) X方向 6階 Is=0.94, CTU・SD=0.87 5階 Is=1.01, CTU・SD=0.94 4階 Is=0.90, CTU・SD=0.83 3階 Is=0.73, CTU・SD=0.68 2階 Is=0.66, CTU・SD=0.60 1階 Is=0.62, CTU・SD=0.58 Y方向 6階 Is=0.24, CTU・SD=0.21 5階 Is=0.26, CTU・SD=0.24 4階 Is=0.28, CTU・SD=0.27 3階 Is=0.30, CTU・SD=0.27 2階 Is=0.29, CTU・SD=0.27 1階 Is=0.31, CTU・SD=0.29
	増築等							
2	広島県尾道庁舎	尾道市古浜町27-287,27-288, 27-315,27-377の一部	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is=0.35 CTU・SD=0.23 (Is/Is0=0.58)	補強設計 耐震改修	済	耐震診断の結果(詳細) IS0=0.6 X方向 5階 Is=1.06, CTU・SD=0.46 4階 Is=0.64, CTU・SD=0.24 3階 Is=0.50, CTU・SD=0.23 2階 Is=0.67, CTU・SD=0.24 1階 Is=0.35, CTU・SD=0.31 Y方向 5階 Is=1.35, CTU・SD=1.19 4階 Is=0.61, CTU・SD=0.52 3階 Is=0.68, CTU・SD=0.61 2階 Is=0.50, CTU・SD=0.39 1階 Is=0.78, CTU・SD=0.70

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(抜粋)

別表2

耐震診断の方法		耐震診断の方法構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_{TU} \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_{TU} \cdot S_D$
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

※別表1. 2の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模の地震に対しては損傷が生ずる恐れは少なく、倒壊するおそれはない。

※別表2に掲げる耐震診断の方法のうち、(4-1)から(5-6)、(11)、(12)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及びI<sub>so</sub>を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示している。

※※特記無き限り、地域係数Z=0.9、補正係数G=1.0、U=1.0として耐震診断されています。